（電気通信事業）

1　提出すべき書類（各１部）

（１）固定資産申告書　　（別紙様式による）

（２）同　付　属　表

　ア　種類別明細書　　（付属表１の様式による）

　イ　価格等の市町村別明細表　（付属表２の様式による）

　ウ　課税標準の特例適用条項調（付属表３の様式による）

　エ　代替資産対照表　　（付属表４―１及び４―２の様式による）

　※　エについては、該当がある場合のみ提出

（３）参　考　資　料

　ア　法人税申告書及び同明細書（法人税法施行規則別表13(1)、同表13(2)、同表16(1)、同表16(2)、同表16(5)、同表16(8)及び特別償却の付表）の写

　イ　事業報告書

　※　令和７年１月１日以前の直近に終了した１事業年度分（事業年度が６か月である場合には、２事業年度分）に係るもの

2　固定資産申告書及び同付属表の提出に関する注意事項

（１）用紙はＡ４版とすること。

（２）固定資産申告書及び同付属表は、様式に従い「３　固定資産申告書及び同付属表の記載要領」に示すところによって作成し、順序に従って編てつすること。

3　固定資産申告書及び同付属表の記載要領

（１）一般的事項について

　ア　固定資産申告書及び同付属表は、令和７年１月１日現在において所有する電気通信事業用償却資産について作成すること。

　イ　固定資産申告書及び同付属表中「※」印の欄は、申告者において記載することを要しないこと。

　ウ　価額等の算出過程において円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てること。

（２）「固定資産申告書」について

　「法人番号」の欄には、国税庁長官から通知のあった13桁の法人番号を記載すること。

　固定資産申告書には、それぞれ次に掲げる額を資産の種類別に記載すること。

　ア　「前年度の価額（イ）」の欄には、令和６年度の固定資産申告書の「価額の計（ホ）＋（チ）　（リ）」の欄の額

　イ　「（イ）のうち前年中に減少したもの（ロ）」の欄には、付属表１の「前年中減少資産の前年度の価額（ハ）」の欄の額

　ウ　「（ハ）に係る控除額（ニ）」の欄には、「（イ）－（ロ）　（ハ）」の欄の額から「価額（ホ）」の欄の額を控除した額

エ　「価額（ホ）」の欄には、付属表１の「価額（イ）又は（ニ）×（ホ）　（へ）」の「令和６．１．１以前に取得したもの」の欄の額
オ　「取得価額（へ）」の欄には、付属表１の「取得価額（イ）」の「令和６．１．２以降に取得したもの」の欄の額
カ　「（へ）に係る控除額（ト）」の欄には、「取得価額（へ）」の欄の額から「価額（チ）」の欄の額を控除した額
キ　「価額（チ）」の欄には、付属表１の「価額（イ）又は（ニ）×（ホ）　（へ）」の「令和６．１．２以降に取得したもの」の欄の額
ク　「決定価格（ヌ）」の欄には、「価額の計（ホ）＋（チ）（リ）」の欄の額

（３）「付属表１　種類別明細書」について

ア　この表は、資産の種類及び所在市町村の異なるごとに別紙をもって作成すること。
イ　「資産の種類」の欄には、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の区分を記載すること。
ウ　「所在都道府県及び市町村名」の欄には、令和７年１月１日現在においてその資産が所在する都道府県名及び市町村名を記載すること。なお、２以上の市町村にわたって所在する資産については、この欄に「複数市町村に所在」と記載し、市町村ごとの内訳を付属表２に記載すること。
エ　「設備」の欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）別表第１、別表第２、別表第５及び別表第６の細目又は設備の区分に準じて具体的に記載すること。
オ　「課税標準の特例適用区分」の欄には、課税標準の特例の適用のないもの及び課税標準の特例の適用のあるものについてはその特例率の異なるごとに区分して記載するとともに、特例適用条項を「備考」の欄に明記すること。
カ　資産は、令和６年１月１日以前に取得したものと令和６年１月２日以降に取得したものに区分し、令和６年１月１日以前に取得したものについてはその価額が評価額の最低限度に達したものと最低限度に達しないものに区分して記載すること。
キ　「耐用年数」の欄には、耐用年数省令別表第１、別表第２、別表第５及び別表第６に掲げる耐用年数を記載すること。ただし、法人税法施行令第５７条第１項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあってはその承認を受けた耐用年数を、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で耐用年数省令第３条第１項及び第２項の規定による耐用年数によるものにあってはその耐用年数を記載すること。
ク　「単位」の欄には、個、メートル等の数量の呼称を記載すること。
ケ　「数量」の欄には、個数、台数、延長等を記載すること。
コ　「取得価額（イ）」の欄には、償却資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額（その償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他その償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。）を記載するものであるが、具体的には、原則として法人税法及びこれに基づく命令による所得の計算上その償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によって算定したものを記載すること。

　なお、取得価額の算定に当たっては、法人税法第４２条から第５０条までの規定により、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額は、その償却資産の取得価額に含めること。

サ　「前年度の価額（ロ）」の欄には、令和６年度の固定資産申告書付属表１の「価額（へ）」の欄の額をそのまま記載すること。
シ　「前年中減少資産の前年度の価額（ハ）」の欄には、令和６年１月１日現在において所有していた償却資産のうち、令和６年１月２日以降において減少

した資産の令和６年度の価額を記載すること。

ス　「減価残存率（ホ）」の欄には、その償却資産の耐用年数に応ずる別表１の「減価残存率表」の率を記載すること。

セ　「課税標準額（チ）」の欄には、課税標準の特例の適用のない資産については価額をそのまま記載し、課税標準の特例の適用のある資産については価額にそれぞれの特例率を乗じて得た額を記載すること。

（４）「付属表２　価額等の市町村別明細表」について

ア　この表は、資産が２以上の市町村にわたって所在する場合に、市町村ごとの決定価格及び課税標準額を算定して記載すること。

イ　「資産区分」の欄には、別表２の「電気通信事業の用に供する償却資産配分基準」の「固定資産」の欄の区分によって記載すること。

ウ　「都道府県名」及び「市町村名」の欄には、令和７年１月１日現在においてその資産が所在する都道府県名及び市町村名を記載すること。

エ　「あん分に用いる数値」の欄には、別表２の「電気通信事業の用に供する償却資産配分基準」の「配分方法」の欄に記載されている配分の基礎として用いるべき基数、延長メートル、平方メートル等を記載すること。

（５）「付属表３　課税標準の特例適用条項調」について

この表は、資産の種類及び課税標準の特例適用条項の異なるごとに区分して記載すること。

（６）「付属表４－１及び４－２　代替資産対照表」について

ア　この表は、旧地方税法（以下、「法」という。）附則第16条の２第11項に規定する阪神・淡路大震災により被災した資産及びそれに代わるものとして平成12年３月31日までに取得した資産、法附則第56条第12項に規定する東日本大震災により被災した資産及びそれに代わるものとして令和８年12月31日までに取得した資産、同条第15項に規定する居住困難区域内に所在した資産及びそれに代わるものとして当該居住困難区域設定指示が解除された日から起算して３か月を経過するまでに取得した資産、旧法附則第56条第15項に規定する警戒区域設定指示区域内に所在した資産及びそれに代わるものとして当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して３か月を経過するまでに取得した資産及び法第349条の３の４に規定する震災、風水害、火災その他の災害（以下「震災等」という。）により被災した資産及びそれに代わるものとして当該震災等の発生した日から当該震災等の発生した日の属する年（以下「被災年」という。）の翌年の３月31日から起算して４年間を経過する日までに取得した資産について記載するものであること。

イ　「耐用年数」の欄は、付属表１に準じて記載すること。

ウ　「資産の種類」の欄には、「構築物」、「機械及び装置」、「車両及び運搬具」、「工具、器具及び備品」に区分すること。

エ　「設備の種類」の欄は、耐用年数省令別表第１、別表第２、別表第５及び別表第６の細目又は設備の区分に準じて具体的に記載すること。

オ　「被災直前の決定価格」には、旧法附則第16条の２第11項の場合には平成７年度申告時の価額を、法附則第56条第12項、同条第15項及び旧法附則第56条第15項の場合には平成23年度申告時の価額を、法第349条の３の４の場合には被災年の１月１日（当該震災等の発生した日が１月１日である場合には、当該震災等の発生した日の属する年の前年の１月１日）を賦課期日とする年度分の申告時の価格をそれぞれ記載すること。

カ　「備考」の欄には、アに掲げる特例適用条項のうち該当する条項を記載すること。また、法第349条の３の４の場合には当該震災等の名称及び発生した年月日を記載すること。

４　提出先　　総務省自治税務局固定資産税課　償却資産係
メールアドレス：syokyaku@soumu.go.jp
〒１００－８９２６　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号
電話（代表）０３－５２５３－５１１１　（内線：２３６２１）